

水 稲 共 済

水稻共済は対象となる災害により水稻に被害が生じた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度で、掛金の50%を国が負担しています。

○加入要件

耕作（転作も含む）面積の合計が10a以上の農業者（1a＝100㎡）

※他の共済事業に加入されている場合は、10a未満でもご加入いただけます。

○加入申込期間

4月10日から5月10日まで

○共済責任期間

本田移植期(直播をする場合にあっては発芽期)から収穫期までの期間

※収穫とは適期（通常の刈取時期）に刈り取ることをいいます。

※ほ場乾燥中は、通常の乾燥時期に発生した災害に限り補償の対象となります。

ほ場から搬出したものについては、補償の対象外です。



○対象となる災害



風水害



病害



虫害



鳥獣害

・風水害 ・干害 ・ひょう害 ・雨害湿潤害 ・地震害 ・雷害 ・地すべりの害

・その他の気象上の原因による災害 ・火災 ・病害 ・虫害 ・鳥害 ・獣害

※薬害や油の流入など、人為的な減収は対象になりません。

わずかな掛金で、作付から収穫まで大きな安心が得られます。水稻共済にぜひご加入ください。

半相殺方式（8割補償・一筆半損特約付）で加入した場合

水稻作付面積10a（1反）当たりの

平均掛金は

約270円

最高補償額は

約73,000円



半相殺方式とは【おすすめ】

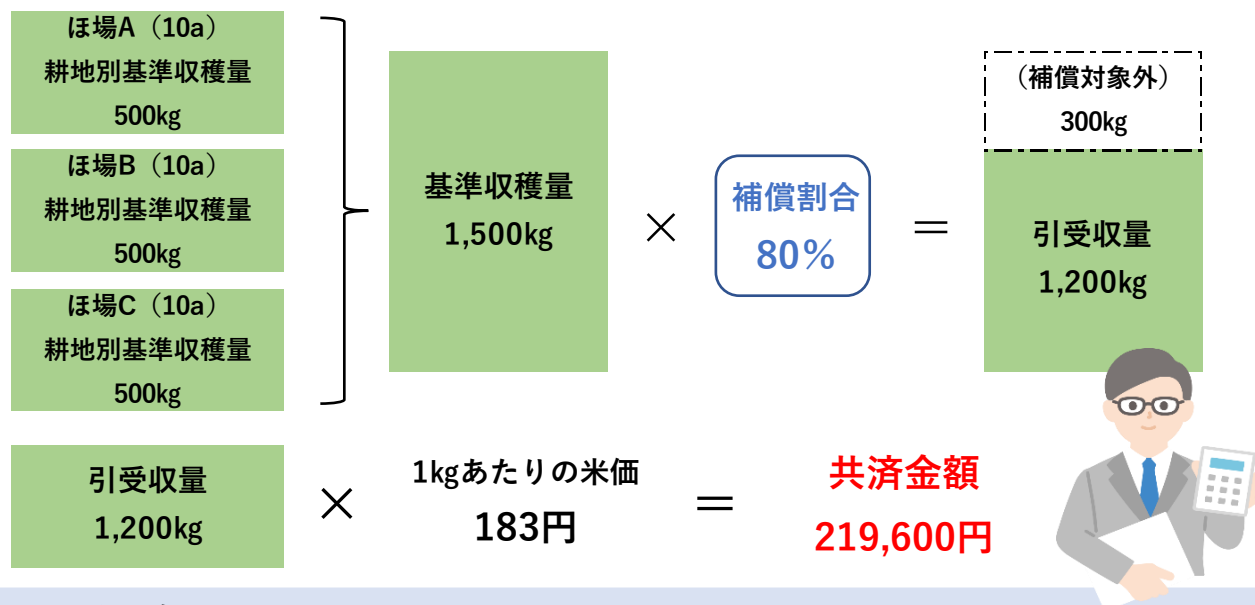
農家ごとの減収量が耕地全ての基準収穫量の2割（※8割補償の支払開始損害割合）を超える減収分について補償します。（※他に7割補償の場合は3割、6割補償の場合は4割を選択できます。）

具体例 8割補償（一筆半損特約付）で加入の場合

- ・ 1筆10a × 3筆 = 30aを耕作
- ・ 基準収穫量500kg（10aあたり）
- ・ 1kgあたりの米価 = ※183円（※毎年、農林水産省より発表される米価になります。）

○共済金額（補償額）

1kgあたりの米価に、農家が耕作する全耕地の基準収穫量の8割を掛けたものが共済金額となります。



○共済掛金等（合計30aの場合）

共済金額		掛金率（※1）		農家負担		賦課金（※2）		共済掛金等
219,600	×	0.143%	×	50%	+	660円	=	817円

（※1）掛金率は過去20年間の被害率を基に農林水産省より告示され3年ごとに改定があります。

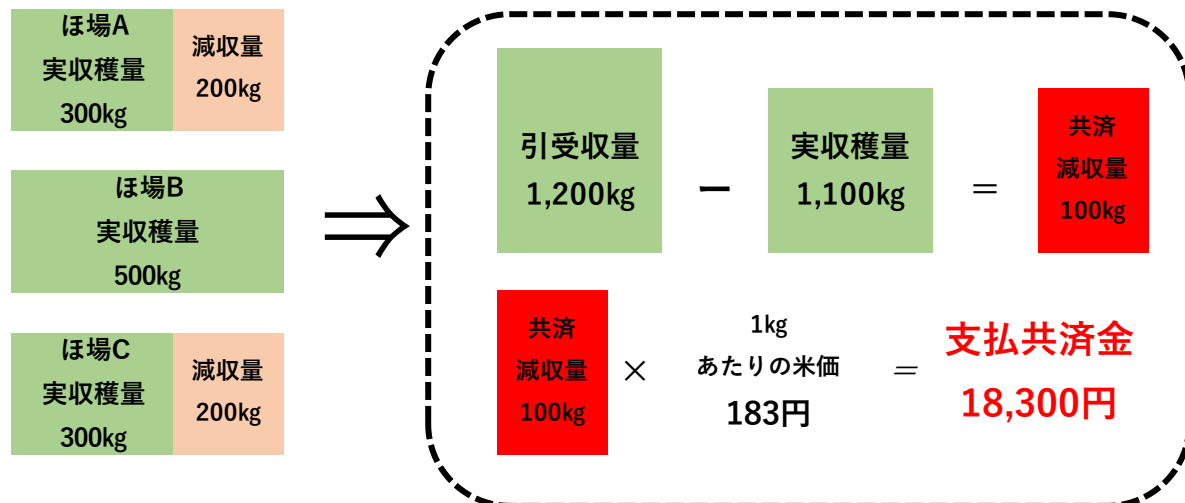
また、実際の共済掛金率は農業者への共済金支払実績ごとに異なりますので、詳細はお問い合わせください。

（※2）10aあたり220円の賦課金が必要です。賦課金は総代会の承認により決まります。

○支払共済金

支払共済金 = 共済減収量（基準収穫量の2割を超えた量） × 1kgあたりの米価

- ・ 3筆のうち2筆のほ場でそれぞれ200kgの減収があった場合



※肥培管理、病虫害防除、鳥獣害防止対策等により、支払われる共済金が減額されることがあります。

特約・特例

○一筆半損特約（一つの耕地で5割以上の被害があった場合）

所有する耕地が複数あり、特定の耕地のみに被害が発生した場合で、農家単位の補償では共済金の支払対象にならないときでも、特約を付けることにより、5割以上の被害が見込まれる耕地は、基準収穫量の2割の共済金をお支払いすることができます。



被害が6割＞5割

基準収穫量		支払割合		認定される減収量		1kgあたりの米価		支払共済金
500kg	×	2割	=	100kg	100kg	×	183円	= 18,300円

○一筆全損特例（一つの耕地で全損被害があった場合）

所有する耕地が複数あり、特定の耕地のみに被害が発生した場合で、農家単位の補償では共済金の支払対象にならないときでも、特例として、全損被害と見込まれる耕地は、基準収穫量の7割の共済金をお支払いすることができます。

基準収穫量		支払割合		認定される減収量		1kgあたりの米価		支払共済金
500kg	×	7割	=	350kg	350kg	×	183円	= 64,050円

もし、被害が発生したら…？

必ず刈り取り前に、すぐに最寄りのNOSAI又は共済支部長にご連絡ください。

被害状況が確認出来ない場合は、共済金の支払いが出来ない場合があります。



有害鳥獣損害防止事業

水稻共済に加入された農業者に対して、今年度または前年度の収穫後に購入し、新たに設置した柵や装置等の資材費の一部を助成する予定です。

※令和7年5月に開催予定の通常総代会の承認により実施予定です。

※大阪府外及び水稻共済未加入のほ場、防鳥網や耐用年数5年未満の施設は除きます。

○詳細はNOSAIまでお問い合わせください。



その他の引受方式について

引受方式	内 容	
全相殺方式	補償内容	農家ごとの減収量（基準収穫量－収穫量）が基準収穫量の1割から3割（※支払開始損害割合）を超える減収分について補償します。 ※9割補償の場合は1割、8割補償の場合は2割、7割補償の場合は3割
	加入要件	ＪＡ等の乾燥調製施設での計量結果書類（原則過去5年間）があり、今後もＪＡ等の乾燥調製施設で計量される方。 または、税申告書類（青色・白色申告書類）及びその帳簿等により（原則過去5年間）の収穫量が確認できる方。
品質方式	補償内容	農家ごとに品質を加味した減収量（基準収穫量－収穫量）が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準となる生産金額の9割から7割に達しない時に補償します。
	加入要件	ＪＡ等の集荷業者へおおむね全量出荷し、品種・等級別の原則過去5年間の資料等があり、今後も全量出荷する方。 または、青色申告書により原則過去5年間の収穫量を品種・等級別に確認出来る方。
地域インデックス方式	補償内容	統計単位地域（市町村）ごとに、その年産の統計単収が組合が定める基準統計単収を1割から3割（※支払開始損害割合）を超える減収がある場合に補償します。 ※9割補償の場合は1割、8割補償の場合は2割、7割補償の場合は3割
	加入要件	特に無し

・半相殺方式以外の引受方式にご加入を希望される方は、各支所にお問い合わせください。

青色申告をされている方は、様々なリスクを補償できる「**収入保険**」へのご加入をおすすめします。

水稲共済への加入方法は

地域農業再生協議会より配布される『水稲生産実施計画兼経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書（兼確認野帳）兼水稲共済加入申込書兼変更届出書』にある「水稲共済加入申込欄」の「申込する」に○印を付けてください。

水稲共済への加入申込欄

※昨年加入された方も含めて、加入の場合は「申込する」に○印をお願いします。

☒ 申込する	☐ 申込しない
---------------------------------------	-----------------------------

必ず○印をお願いします。

口座振替のお願いについて

共済掛金の納入方法は、口座振替による納入をお願いしております。

なお、大阪府内すべてのJAで口座振替が可能となっております。



◆お問い合わせ先

大阪府農業共済組合

□ 北部支所 茨木市西駅前町10-20

□ 南部支所 和泉市北田中町215

□ 本 所 大阪府中央区農人橋2-1-33

ホームページ <http://nosai-osaka.com>

TEL 072(631)7737

TEL 0725(92)3313

TEL 06(6941)8736



(令和7年産用)